**水産物の輸出を**

**目指す企業様！**

**～水産物輸出拡大に向けて～**

**日本産水産物・水産加工品の輸出をめざす方の海外・国内での商談を支援します！**

http://seafood-export.jp/images/topimg.png **水産物・水産加工品輸出拡大協議会**

**水産物・水産加工品輸出拡大協議会は、当協議会及びジェトロが主催する、日本産水産物・水産加工品の輸出拡大のための海外・国内商談会に参加される水産物生産・加工事業者、国内商社等（以下「事業者等」）に対し、商談の実施に必要な経費を支援します。**

1. **補助の対象者**

**水産物・水産加工品輸出拡大協議会又はジェトロが主催する日本産水産物・水産加工輸出拡大のための海外・国内商談会に参加した事業者等**

**※上記に参加された事業者等は、その後の継続商談についても助成対象とします。**

1. **補助の対象費目及び助成条件（以下の費目について1/2を助成）**

**※助成額の上限（費用の1/2）は、合計で１社2名まで（１社１名当たりの上限30万円）**

**※予算がなくなり次第助成を終了します。また、予算の都合により１社１名となる可能性もあります。**

**※同じ商談を複数社で行う場合も助成可能です。（申請は個々となります。）**

**●商談のための航空運賃（ノーマルエコノミー以下、マイレージ使用でのアップグレードは可）**

**※必ず搭乗半券（現物）又は搭乗証明の提出が必要です。**

**●国内及び現地交通費**

**※海外での現地交通費は航空賃のみを助成（搭乗半券又は搭乗証明の提出が必要）**

**●宿泊費（スタンダードルーム以下、助成上限１泊11,000円）**

**※海外：９泊以内（機内泊があれば当該日数を除く）、国内：原則として２泊以内**

**※日本産水産物・水産加工品の輸出商談以外の目的での宿泊費は助成対象とはなりません。**

**※水産調整品の商談であって水産製品に該当するか不明の場合はお問い合わせ願います。**

**●食材費、食材運搬費**

**※自社製品（100%小会社を含む）調達の場合は、利益分除外の資料（様式５）の提出が必要です。**

**※国内商談会は助成対象外です。**

**●通訳費（原則として１件１名まで。助成上限１日25,000円。）**

**●商談会参加費（自ら開催する場合は会場費）**

**※ジェトロ主催商談会や他の補助金等により助成されている参加費は助成対象外です（大企業等一般料金での参加の場合は助成可能です。）。**

**※国内商談会は助成対象外です。**

**●国内公共交通機関以外の費用については、全て領収書（※）が必要です。**

**※領収書原本を原則（インターネットでの入手の場合を除く）とし、助成金を請求する社の原本証明がある場合は写しでも可とします。**

**※カード支払い等の場合は、銀行引落し記録や振込依頼書写しでも可とします。**

**●領収書等が外貨記載の場合は、使用するレートが分かる資料の提出が必要です。**

**３．申請手続き**

1. **商談計画書（様式１）を商談実施７日前までに当協議会事務局までメールにて提出して下さい。**

**※年度末等においては、商談計画書提出期限を早めさせて頂く場合もありますのでご注意願います。**

**※商談内容を確認させて頂くものであり、問題がある場合にのみ連絡いたします。**

1. **商談実施後１ヶ月以内（年度末は3/15まで）に助成金請求書（様式２）、領収書等、商談報告書（様式３）に当協議会事務局へ郵送して下さい。（事前にＰＤＦにてメール送付願います。）**
2. **商談実施後３年間、毎年、成約状況等報告書（様式４）を提出願います。**

**（問い合わせ先）水産物・水産加工品輸出拡大協議会事務局（一般社団法人大日本水産会内）**

**住所　107‐0052　東京都港区赤坂1－9－13　三会堂ビル８F**

**Tel：03-3585-3585　光冨　　E-Mail：mitsutomi@suisankai.or.jp**

**（ジェトロ問い合わせ先）：農林水産・食品部　水産品支援課　Tel：03-3582-8349**